



「すずらん」へのご意見・ご要望・ご感想などありましたら、ぜひ電話、メール等でのご連絡をお待ちしております。

# すずらん

## 巻頭言 自立支援法の行方

理事長 大長 義信

何かと騒々しかった二十一年度も、ようやく年度末を迎える時期になりました。

年を追うごとに少子高齢化が進んで、医療、福祉の分野にかかる費用が増大の一途を辿り、国や自治体の財政を様々な面で圧迫する要因になってしましました。予想されていた事態とは言え、ムダの排除だけではどうしても帳尻が合わず、国債と云う国の借金に頼らざるを得ない現実を前にすると、これら先増大する福祉的ニーズだけをぶつけていくやり方は通用しなくなることでしょう。

現行の自立支援法は、4～5年先に廃止されると現政権では決まっているようですが、利用者が受けるサービスの一部負担が定められていることが廃止の大きな理由になっています。障害者自身の負担の是非には賛否両論があつて然るべきと考えていますが、それよりも自立支援法が柱としている障害者の社会的自立にむけた就労支援を、私たちとは是として取り組んでいることもあり、これがどうなってしまうかの

方向付けが見えないまま制度そのものが廃止と云われる事の恐ろしさを感じています。

施行後3年位で廃止が決まってしまったこの制度設計のいい加減さには失望を禁じ得ませんが、今後制度がどう変わろうと障害者が何らかの形で仕事に就いて自立を目指すための支援を、私達は何としても続けていきたいと思いを新たにしています。

## 特集 風をよむ

大和市障害者自立支援センター

センター長 星野 宗吾

日本で精神科に通院している人数は、一般に二五〇万人とみられていますが、三〇〇万人を越え

るというデータもあり、とても身近な病気です。しかし、まわりの人気が病気を理解していないことが多い、適切な対応をしていないことがある場合が少なくありません。

その一つの現われが、一旦入院すると入院

活への移行支援が社会資源の上で充分でないこともあります。大和市には、精神障害の方々を受け入れる作業所が当センター以外に3ヶ所あります。しかし、どこも定員いっぱいの状況です。当センターでは、この様な状況を踏まえ、様々な活動を行っています。開所一年後の平成十九年度から精神障害の方々の生活相談や就労相談を行い、就労移行支援事業の利用をしていただいているいます。

現在の精神関係の登録者数は一五五名。大和市障がい福祉課、病院、ハローワーク、市内作業所、保健所等の機関からの紹介の他、ホームページをご覧になって相談に来られる方もあります。ご本人からだけでなく、家族からの相談や匿名での相談も受けています。

精神障害の方に就労移行支援事業を利用していくいただく場合、実習期間を通常の2週間より少し長めの3週間としています。2週間では当センター利用がその人のニーズに合っているのか、双方にとつて分りにくいからです。

また、精神障害の方の就労支援では、体力面や個々の障害特性に職場の理解が得られるよう、就労先を訪問したり、就職面接の同行等を行なっています。

身障や知的分野の方々への支援は勿論のこと、まだまだ不足している精神分野の方々への支援の充実に、様々な壁とぶつかりながらも可能なことを信じて職員一同日々励んでいます。

## 法人本部

法人本部では、事務局として社会福祉法人の事業の展開を決定する上で最終的な経営判断を行う理事会、及び事業の公共性を維持するための意見を見をいただく評議員会の運営が特に重要な業務になっています。

この業務では役員（理事、監事）、評議員の定数維持及び代表理事の登記といった社会

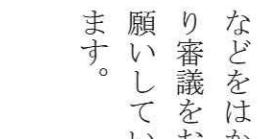
結果の法人内周知といった一連の作業を行い、場合によっては理事会で会議を受けて登記、認可申請などの行政手続きを行います。特に3月と5月に開催される理事会では、本部全員が役割を分担し、各事業所と協力をして事業計画の策定、予算編成作業、また事業実績報告作成、決算作業を行っています。

その他の案件としては新規事業の開始や事業所建物の改築、改

## 各職員業務

- ・全体予算編成、経理処理支援、月次・年度決算
- ・人員措置、労務関係指導、労災対応、給与計算・支給
- ・職員情報管理、OAツール運用支援、
- ・建物営繕管理、車両管理、車両事故措置
- ・施策管理、情報流通ツール維持管理、損害保険対応
- ・理事会運営管理、人員措置、行政対応

などを行なっています。



### 【リスクマネジメント委員会】

基本的には文字通り、法人の事業運営上に発生した又は発生する可能性のある問題（リスク）について検討、分析、改善案の策定等を行います。更に近年は、他の8サービス支援委員会に対する指導、助言も重要な委員会業務になっています。又、各事業所が抱える課題についてもリスク委員会に報告を求め、将来問題が深刻化することを未然に防ぐための検討や助言を行っています。21年度は、ぱれっとホームすずらんの利用待機者対策を検討してきました。

### 【就労支援委員会】

法人内の各事業所を横断的に“就労”という視点でみた必要な関わりしています。まず、利用者が所属事業所に関わらず一般就労や施設外就労へスムーズに移行できるよう情報共有を定期的に行ってています。又、各事業所での工賃アップ推進のため、今年度は職員の意識改革を課題として取り上げています。日頃現場で作業支援を行っている職員同士で、効率の良い作業支援の方法や工賃アップにむけた考え方等について意見交換をし、既に先駆的な取り組みを実施している事業所を視察に行く等により、年間を通じてレポートをしてもらっています。これにより、自分の関わっている作業支援にも問題意識を持ち、良い所は早急に取り入れていけるような効果を期待しています。他にも、各事業所の利用者の企業見学実施や企業向けの就労支援PRの方法の検討など、一般就労への支援や施設内の作業支援まで、広く“就労”について、適切な方向性に向かえるよう委員会として活動をしています。

### 【苦情解決委員会】

昨年は、県内の事業所において、職員による利用者等に対する様々な犯罪行為が報道された年でした。基本的に何らかの形で複数の職員が一人の利用者に関わっていますので、日常的な関わりの中で、職員の不適切な対応等が有った場合には、それを他の職員が速やかに感知できる体制作りの必要性を痛感しています。そういった中、苦情解決委員会は、日常の活動の中で貴重な皆様からの小さな声を聞き逃さず、それをより良いサービスに結びつけられるよう、また不祥事の芽を摘むために、第三者委員の貴重なアドバイスを仰ぎながら活動を行っています。ちなみに今年度12月末時点での苦情等の件数は、苦情：0件、クレーム・要望：30件、みんなの声：4件です

### 【広報委員会】

法人外部に向けた情報開示による運営の透明性を図るため、①法人広報誌「すずらん」作成 ②法人ホームページ管理 ③法人パンフレット作成の3点を中心活動しています。法人や職員の考え・成果を積極的にアピールする方に「何を」「いつ」「どのように」発信していくか…、各委員は常にアンテナを張っていなければと思います。

## 委員会活動

利用されている皆様への支援サービス向上の為、法人では各種委員会を設置しておりますので、その活動内容をご紹介いたします。

### 【コンプライアンス委員会】

労働基準法など法律の改定をタイムリーに職場に反映させ法令を遵守していくことを目的に活動してきました。法人全体に法令遵守の考えを普及させ、これまで労基法の勉強会や各事業所における現金管理の指導なども行ってきました。また、主旨とは異なるものの他の法人の災害発生の教訓から、即座に防災の実地点検、対策指導を行うなどの活動も行っています。今後は、もっと幅広い観点でリスク管理との融合で法令遵守に臨みます。

### 【サービス向上委員会】

日々のサービス提供が自分たちの自己満足で終わらぬよう客観的に良質なサービスの提供や質の向上を目指し、支援のあり方を検討する委員会です。様々な支援マニュアルや書式の検討、日常的な利用者支援における課題への対応・提案等の活動を行っています。今年度はとりわけ県内施設での不祥事を他山の石とするため、職員の人権意識チェック、利用者に対してサービス満足度や不満の内容を確認する聞き取り調査を実施しました。

### 【研修委員会】

業務に必要な研修計画を各エリアで作成・実施していくよう研修管理を行い、また法人の理念や方針の実践に必要とされる内部研修の企画、実施を行なっています。今年度は特に県内不祥事が多くあったので当法人でも対策の一つとして全職員を対象とした人権擁護についての必須研修を行いました。ほかにも他の委員会と連携しての研修や外部講師を招来ての研修を企画・実施しました。内部研修では参加したことで職員がまた頑張れる気概も感じてもらえるような企画ができたらと考えています。

### 【イベント委員会】

私ども法人の活動を地域の皆様にコンサートやフェスティバルなどを通じてご理解をいただくことを目的にイベントを企画しています。今年のサロンコンサートの会場ではエーブルアート展が同時開催となり、すずらんの会利用者の描いた絵画等力作が多く展示され、ご来場されたお客様より絶賛の声が聞かれました。また、フェスタには過去最多の750名を超す来場者があり、大盛況となりました。

Q 1 「補助」「保佐」「後見」の対象者は具体的にはどのような人をいいますか？

### 【補助の制度】

軽度の精神上の障害により判断能力が不十分な方々が対象。

①重要な財産行為について、自分で出来るかもしれないが、適切にできるかどうか危惧がある方。

②ある事柄はよく分かるが他のことは全く分らない方とか、日によって同じ程度の事柄でも普通に分る日とうまく理解したり判断したりできない日がある方の中で**軽度な方**。

### 【保佐の制度】

精神上の障害により判断能力が「著しく不十分な方」が対象。

①日常の買物程度は自分でできるが、重要な財産行為は、自分で適切に行う事ができず、常に誰かに代わってやってもらう必要がある方、

②補助の制度②の内容で**重度な方**。

### 【後見の制度】

精神上の障害により判断能力を欠く状況にある方が対象。

①日常の買物も自分ではできず、誰かに代わってやってもらう必要のある方、

②ごく日常的な事柄(家族の名前、自分の居場所等)が分らなくなっている方

③完全な植物状態にある方。

成年後見制度は、自身の理解や判断では、自身が不利益を被ったり、不適切な判断をしてしまう可能性が高い方を対象としています。その障害の程度により「補助」「保佐」「後見」に区分されます。



## ご寄付をいただきました

K Y B 労働組合 様

住友スリーエム労働組合様

すずらんの会 父母会様



編集後記 今年度最終号の編集をして、各職員の皆さんのご協力や智恵が無ければ、より良い広報誌にならないなと改めて感じました。(S & A)

フレンド事務担当の阿部さんを紹介します。この広報誌の作成にあたっているお一人でもあります。パソコンを得意としていて、ネットワーク構築などもお手の物です。「困った事が有つたら阿部さんに聞こう!」と言われる程、なくてはならない存在となっています。

そして時に、私たち職員には「喝を入れながら、飴とムチ!?」を巧みに使い分け、いつもパワフルに仕事に取り組まれています。今後も皆から頼りにされる存在として活躍される事と思います。

佐々木雅子

ワークショップ・SUN

広げよう職員のわつ!



すずらんの会通信講座

成年後見制度のこと【入門編4】

大和市障害者自立支援センター

星野 宗吾

今回は最終回です。これまで充分に触れてこなかった点について説明します。

Q 2 補助人、保佐人、成年後見人の同意権、取消権は、それぞれどのように違いますか？

補助は、当事者が申し立てにより選択した特定の法律行為(例えば、預金の管理、重要な財産の処分、借財等)について補助人に同意権、取消権が与えられます。

保佐は、民法 12 条 1 項にある所定の行為について保佐人に同意権、取消権が与えられます。必要が生じれば、審判の申立てにより代理権の対象行為を追加することもできます。

成年後見人は、日常生活に関する行為以外のことについて同意権、取消権が与えられます。又、補助開始の審判手続きには、本人の同意が必要です。

Q 3 成年後見人等の報酬と費用はどれくらいかかりますか？

家裁は、本人の財産の中から相当の報酬を成年後見人等に与える決定をします。後見活動に必要な費用(成年後見人の交通費、必要な印紙代等)も本人の財産の中から支給されます。成年後見人等は、後見活動報告・収支記録と共に 1 年分の報酬、費用の請求を家裁に申立て、家裁は本人の残余財産、後見人等の活動状況を勘案して報酬額の決定をします。横浜家裁の基準額は月 2 万円です。生活保護の受給者には、県下の多くの市が成年後見制度利用支援事業を設けて本人負担分を支給しています。

